

自動車改造費の助成

次のような場合には、自動車改造に要する費用の一部を助成します。

1 対象者／助成額

【対象者】次の条件の全てを満たす人

- ① 上肢、下肢、又は体幹機能の障がいによって、身体障害者手帳の交付を受けている人
- ② 運転免許証を取得し、免許証に条件が記載してある人（申立書でも可）
- ③ 廿日市市内に居住する人
- ④ 過去２年間、改造費の給付を受けていない人
- ⑤ 所得制限限度額を超えていない所得の人（公的年金等含む）
- ⑥ 就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある人

【所得制限限度額】

扶養親族等の数	受給者本人
0 人	3,604,000
1 人	3,984,000
1 人増	380,000

【対象となる自動車及び改造の内容】

- ① 自動車の種別：普通車、小型自動車、軽自動車で四輪以上のもの
- ② 免許証記載の条件に基づく改造

【補助額】 費用の 10 / 10（上限額 10 万円）

2 申請時に提出していただくもの

- ① 申請書（別添様式）
- ② 公的年金（所得対象とならないもの）の額が分かる書類（年金振込通知書又は通帳の写し）
対象期間：1～6月申請の場合は前々年中
- ③ 改造を行う業者の改造費に係る見積書
- ④ 条件の記載された運転免許証の写し（条件の記載無い場合は、理由等の「申立書」）
- ⑤ 自動車検査証又は軽自動車届出済証
- ⑥ 身体障害者手帳の写し

3 改造後に提出していただくもの

- ① 請求書
- ② 領収書
- ③ 自動車検査証及び自動車検査証に添付されている乙原簿の写し（改造後の写真でも可）
- ④ 口座振替依頼書（市に登録してない人のみ）
- ⑤ 委任状

4 申請から助成までの流れ

申請書等の提出

→市から申請者へ、助成金給付決定の通知

→改造の実施

→改造後に、申請者から市へ、必要な書類の提出

→市から申請者へ、助成金の振込み